名称　出羽島港東防波堤灯台
位置
所在地　徳島県海部郡牟岐町（出羽島漁港東防波堤外端）
北緯　三三―三八―一四
東経　一三四―二五―二四
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十二年十月二十五日

○海上保安庁告示第二百五十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　立神灯台
位置
所在地　島根県大田市（立神鼻）
北緯　三五―一四―四八
東経　一三二―三一―三九
変更した事項
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで八四メートル
変更年月日　平成二十二年十月二十六日

○海上保安庁告示第二百五十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　美国港外防波堤灯台
位置
所在地　北海道積丹郡積丹町（美国港外防波堤外端）
北緯　四三―一八―〇二
東経　一四〇―三六―二六
変更した事項
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
変更年月日　平成二十二年十月二十七日

名称　天草港栖本柳田防波堤灯台
位置
所在地　熊本県天草市（天草港栖本柳田防波堤外端）
北緯　三二―二四―〇七
東経　一三〇―一五―三六
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで九・一メートル
変更年月日　平成二十二年十月二十七日

○海上保安庁告示第二百六十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　小湊港北防波堤灯台
位置
所在地　千葉県鴨川市（小湊港北防波堤外端）
北緯　三五―〇七―二〇
東経　一四〇―一一―四三
変更した事項
光度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光一カンデラ
光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十二年十月二十八日

名称　衣奈港A防波堤灯台
位置
所在地　和歌山県日高郡由良町（衣奈港A防波堤外端）
北緯　三三―五九―二五
東経　一三五―〇六―二六
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで八・八メートル
変更年月日　平成二十二年十月二十八日

名称　呼子港名護屋B防波堤灯台
位置
所在地　佐賀県呼子港（名護屋B防波堤外端）
北緯　三三―三二―一七
東経　一二九―五二―四二
変更した事項
光度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ
光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十二年十月二十八日

名称　皆月港第一防波堤灯台
位置
所在地　石川県輪島市（皆月港第一防波堤外端）
北緯　三七―二一―〇八
東経　一三六―四五―一三
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで七・七メートル
変更年月日　平成二十二年十月二十八日

○防衛省告示第二百十八号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十二月十五日　防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十二月十五日　防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。